

国自安第 67 号  
国自旅第 42 号  
国自整第 76 号  
令和 8 年 6 月 26 日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

物流・自動車局 安全政策課長  
旅客課長  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するため、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。